

[事案 28-90] 減額無効請求

・平成 29 年 3 月 3 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明により保険金額を減額したことを理由に、減額の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 4 年 8 月に契約した定期保険特約付終身保険について、平成 24 年 10 月に定期保険特約の保険金額を減額したが、以下の理由により、減額を無効にしてほしい。

- (1) 自分は先天性の視覚障害者である。
- (2) 平成 14 年 8 月に本契約の契約者を自分の親から自分に変更した際、募集人から視覚障害による疾病または失明等に対する保障はできないという誤った説明を受け、それを信じて減額を行った。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人が視覚障害による疾病または失明等に対する保障はできないという説明をしたとは考えられず、誤説明の存在を認めるだけの証拠はない。
- (2) 申立人の主張する錯誤は動機の錯誤であるが、減額時にその動機は表示されていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明など減額時の状況等を把握するため、申立人、その配偶者および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、減額の無効を認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき、手続を終了した。